

請 書

令和 7年 6月 9日

横浜市交通事業管理者
契約番号 2553025389

所在地 神奈川県横浜市鶴見区尻手3-8-2

商号又は名称 株式会社 新生工具店

代表者職氏名 代表取締役 林 芳彦

印

横浜市契約規則、契約内容に応じた横浜市契約約款及び仕様書・設計書等で提示された条件を遵守し、次の内容でお請けします。

件 名 キャディー購入【緑車両】

契約区分 ■ 確定契約 □ 概算契約（概算数量契約）

契約金額

百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
¥ 7 2 6 0 0

☒ 課税業者（うち取引に係る消費税及び地方消費税額）

十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
¥ 6 6 0 0

☐ 免税業者

内 訳（品名：品質、形状等）	数 量	単 価	金 額
KiKaiYA TBR-5N 5段 ローラーキャビネット	2台	33,000	66,000
合 計			66,000

納入場所（履行場所） 横浜市交通局自動車本部 車両課 緑営業所車両工場

納入期限（履行期限）	令和 7年 6月 9日 から 令和 7年 7月 26日 まで
前 金 払	■ しない □ する
部 分 払	■ しない □ する
部 分 払 の 基 準	□ 設計書のとおり □
支 払 時 期 の 特 約 の 確 認	適法な請求書を受理した日から起算して30日以内
契約約款の適用	☒ 物品供給契約約款 □ 物品製造(印刷製本)請負契約約款 □ 委託契約約款 □ 修繕請負契約約款 □ 賃貸借契約約款 □ 設計・測量等委託契約約款 □

「横浜市契約規則」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。